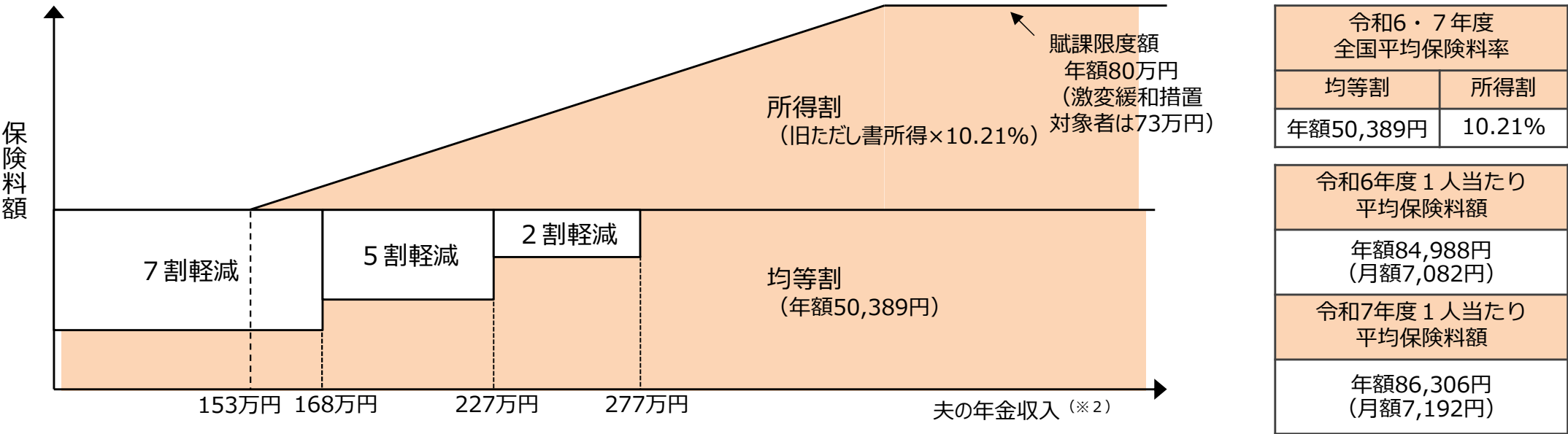


後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（2年ごとに保険料率を改定）。
 - 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
 - ①均等割の総額と②所得割の総額の比率は、48 : 52。
 - 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割 / 5割 / 2割を軽減。
 - 元被扶養者（※）については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減。②所得割は賦課されない。
- ※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者



均等割の 軽減割合	対象者の所得要件 (令和6年度)	年金収入額の例	
		夫婦2人世帯(※1)	単身世帯
7割軽減	43万円以下	168万円以下	168万円以下
5割軽減	43万円(※2) + 29.5万円×(被保険者数) 以下	227万円以下	197.5万円以下
2割軽減	43万円(※2) + 54.5万円×(被保険者数) 以下	277万円以下	222.5万円以下

(※1) 夫婦二世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。
(※2) 被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)